

## 名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱

平成 25 年 6 月 6 日訓令第 1034 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、名寄市暴力団排除条例（平成 25 年名寄市条例第 26 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、名寄市（以下「市」という。）が行う各種契約等から暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）を排除し、その適正な履行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 各種契約等 市が行うすべての契約及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に係る協定をいう。ただし、市長が特別の事情があると認める契約は除く。

(2) 契約等希望者 次に掲げる者をいう。

ア 市が発注する契約に関し、名寄市契約規則（平成 18 年名寄市規則第 61 号）第 2 条に基づく一般競争入札の参加資格又は同規則第 17 条に基づく指名競争入札の参加資格を有する者

イ ア以外の者で市が発注する各種契約の相手方となるために見積書の提出や申請等を行った者

ウ 指定管理者の申請を行った者

(3) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、役員（非常勤の役員を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者

イ 法人以外の団体にあっては、その代表者及び経営に実質的に関与している者

ウ 個人にあっては、その者及び経営に実質的に関与している者

(4) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。

(6) 暴力団関係事業者 条例第 2 条第 3 号に規定するものをいう。

(警察署との協定書の締結)

第 3 条 市は、各種契約等から暴力団等の介入を排除する措置を講じるに当たり、北海道警察旭川方面名寄警察署（以下「警察署」という。）と名寄市が行う名寄市暴力団排除に関する協定書を締結し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(入札等参加除外の措置)

第 4 条 市長は、契約等希望者が別表第 1 各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する

と警察署が認定したときは、第 15 条の規定により設置する名寄市契約関係暴力団等排除審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、別表第 1 各項に定める期間、各種契約等から除外する措置（以下「入札等参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他の事情があると認めるときは、委員会の審議を経ることなく当該契約等希望者について入札等参加除外措置を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により共同企業体について入札等参加除外措置を行うときは、当該共同企業体の契約等希望者である構成員（明らかに当該入札等参加除外措置について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札等参加除外措置を併せて行うものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により入札等参加除外措置を受けた契約等希望者を構成員に含む共同企業体について、当該入札等参加除外措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札等参加除外措置を行うものとする。

（入札等参加除外措置の解除）

第 5 条 市長は、入札等参加除外措置を受けている契約等希望者（以下「入札等参加除外者」という。）が次の各号のすべてに該当する場合は、入札等参加除外措置を解除することができる。

（1） 当該入札等参加除外者から様式第 4 号による入札等参加除外措置の解除の申出があること。

（2） 入札等参加除外措置の期間が満了する日を経過していること。

（3） 別表第 1 各項に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと認められること。

（入札等参加除外措置の期間の特例）

第 6 条 契約等希望者が一の事案により別表第 1 各項に掲げる措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長い期間をもって入札等参加除外措置の期間とする。

2 入札等参加除外者が新たに別表第 1 各項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の入札等参加除外措置の期間は、新たに措置が必要となった事由に応じて定めた期間に、既に受けている入札等参加除外措置の残期間に相当する期間を加えた期間とする。

3 市長は、入札等参加除外者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、入札等参加除外措置の期間を変更することができる。この場合において、別表第 1 各項に定める期間を情状酌量すべき特別の事由があるときは、2 分の 1 まで短縮でき、極めて悪質な事由があるときは、2 倍まで延長することができるものとする。

(勧告措置等)

第7条 市長は、契約等希望者が別表第1各項に掲げる措置要件のいずれにも該当しない場合においても、この告示の趣旨に照らし必要があると認められるときは、当該相手方に対し、必要な措置を行うよう勧告又は注意の喚起を行うことができる。

(競争入札参加資格審査の申請からの排除)

第8条 市長は、競争入札参加資格審査を行うに当たり、入札等参加除外者の申請を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第9条 市長は、市発注契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札等参加除外者の参加を認めてはならない。

2 市長は、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に入札等参加除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第10条 市長は、市発注契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札等参加除外者を指名してはならない。

2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

(随意契約からの排除)

第11条 市長は、入札参加資格の有無にかかわらず、別表第1各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、市長が特別に必要であると認める契約等は除く。

(下請負契約等の相手方の制限)

第12条 市長は、入札参加資格の有無にかかわらず、別表第1各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を市発注契約の下請負人等とすることを認めないものとする。

2 市長は、市発注契約の相手方が別表第1各項に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を下請負人等としていた場合は、当該相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

(契約の解除)

第13条 市長は、市発注契約の相手方が入札等参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(不当介入等に対する措置)

第14条 市長は、市発注契約の相手方が当該契約の履行に当たり、暴力団等から工事

妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに不当介入等報告書（様式第5号）により報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。

2 市長は、市発注契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督を行うべき下請負人等が、暴力団等から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様に措置を行うよう、当該契約の相手方に指導を行うことを求めるものとする。

3 市長は、市発注契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入等を受け、当該契約の履行の遅延等の発生するおそれがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（委員会の設置）

第15条 市長は、第4条に規定する入札等参加除外措置に関する審議を行うため、本市に委員会を設置する。

2 委員会は、第4条第1項に規定する入札等参加除外措置に関することを審議する。

3 委員会は、別表第2に掲げる委員をもって構成する。

4 委員会は、市長の職務を代理する名寄庁舎担当副市長（以下この項及び別表第2において「副市長」という。）が主宰する。ただし、副市長に事故があるときは、あらかじめ副市長が指名する者が主宰する。

5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、主宰する者の決するところによる。

7 委員会は、必要があると認めるときは、警察署の意見を聴くため、委員会への参加を求めるものとする。

（委員会の庶務）

第16条 委員会の庶務は、総務部財政課が行う。ただし、第2条第2号ウに係る庶務は、総務部総務課が行う。

（関係機関との連携）

第17条 市長は、この告示の運用に当たり警察等関係機関との密接な連携を行うものとする。

（入札等参加除外措置の通知）

第18条 市長は、第4条の規定により入札等参加除外措置を行い、第5条の規定により入札等参加除外措置を解除し、又は第6条第3項の規定により入札等参加除外措置の期間を変更したときは、当該契約等希望者に対し、様式第1号、様式第2号又は様式第3号の通知書により通知するものとする。

(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条、第6条、第11条、第12条関係）

措置要件	措置期間
1 契約等希望者の役員等が暴力団員である場合、又は暴力団若しくは暴力団員が契約等希望者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から24箇月まで。ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで。（以下、措置要件6の期間まで同じ。）
2 契約等希望者又はその役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から12箇月まで。ただし、市が締結する建設工事等に係る契約については24箇月まで
3 契約等希望者又はその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から12箇月まで
4 契約等希望者又はその役員等が暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から12箇月まで
5 契約等希望者又はその役員等が下請負契約、資材・原材料の購入契約又は、その他契約に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、各項の規定のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	当該認定をした日から12箇月まで
6 契約等希望者又はその役員等が暴力団員から不当介入等を受けたときに行うべき市への報告及び市の指導に基づく警察への届出について、特別の事情もなく、その報告及び届出を怠ったと認められたとき。	当該認定をした日から12箇月まで
7 契約等希望者が第7条に基づく勧告を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。	再度勧告措置を行った日から12箇月まで

注意 すでに市発注契約又は指定管理者に係る協定を締結している場合においては、「契約等希望者」を「契約等の相手方」に読み替えるものとする。